

令和2年3月25日

プラハ日本人学校
保護者 各位

プラハ日本人学校
学校運営委員会

一時帰国による転学、休学に関するご案内

主題の件、欧州、チェコ共和国での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、保護者の方々より日本への一時帰国後、国内の学校への通学などについて、お問い合わせを頂戴しております。今後の状況次第では、一時帰国をご検討されている方々もいらっしゃるかと存じますので、以下の通り、ご案内申し上げます。

記

1 転学・休学について

一時帰国後、日本国内の学校への通学には、以下のパターンが想定されます。

転学：プラハ日本人学校を除籍して、日本国内の学校へ転校する。

休学：プラハ日本人学校に在籍のまま、日本国内の学校に体験入学する。

2 入学金・授業料について

転学：転学翌月からの授業料を徴収いたしません。

但し、本年4月に限り4月20日（月）までに転学連絡のあった場合は、

転学当月の授業料を徴収いたしません。

本校への復学を希望する場合、除籍月後6ヶ月以内は入学金が免除されます。

休学：4月からの授業料を徴収いたします。

※授業料とは、学校運営にかかる必要な年間経費です。

(学校要覧 P14： 9 転入学手続きについて

P21： プラハ日本人学校児童生徒就学規約 第6章 第19条)

3 日本国内での就学について

日本に一時帰国し、国内の学校に体験入学を希望する場合には、通学予定の学校にお問い合わせください。一時帰国後の就学について不明な点がある場合、海外子女教育振興財団へも問い合わせすることが可能です。(HP参照)

4 プラハ日本人学校への連絡について

一時帰国された方、または一時帰国を予定されている方は、必ず、今後の動向、下記の内容を本校へ連絡してください。

(1) 転学・休学の希望(転学先・体験入学先等)

(2) 日本での滞在期間(チェコからの出国日～チェコへの入国日)、滞在先、都道府県

(3) 連絡先、メールアドレス、電話番号

プラハ日本人学校 TEL +420-233-340-000 (420は国番号)

E-mail アドレス gakko@jpschool.cz